

各 位

愛知県経営者協会

## 「精神障害者雇用管理マニュアル」訂正とお詫び

拝啓 寒冷の候、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は本会の活動に対しご理解いただき誠にありがとうございます。

さて、11月2日に発送させていただきました「精神障害者雇用管理マニュアル」につきまして、計4箇所誤りがございました。謹んでお詫び申し上げます。

度重なる訂正でお手数をおかけし誠に申し訳ありませんが、下記の訂正箇所を修正していただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

## 【1 ページ (1) 雇用義務制度について】

誤

$$\text{法定雇用障害者数} \quad \text{※②} = \frac{\text{雇用する身体障害者・知的障害者の数} + \text{雇用する精神障害者の数} \quad \text{※①}}{\text{雇用する常用労働者の数}} \times \text{障害者雇用率} \quad \text{(企業 1.8\%)}$$

※① 精神障害者のうち「精神障害者保険福祉手帳所持者」を各企業の雇用として算定できます。



正

$$\text{法定雇用障害者数} \quad \text{(小数点以下切り捨て)} = \text{雇用している常用労働者の数} \times \text{障害者雇用率} \quad \text{(企業 1.8\%)}$$

**雇用障害者数の算定について**

○常用労働者の場合

身体障害者（重度）／知的障害者（重度）・・・1人を2人として算定  
 身体障害者（重度以外）／知的障害者（重度以外）・・・1人を1人として算定  
 精神障害者・・・1人を1人として算定

○短時間労働者の場合

身体障害者（重度）／知的障害者（重度）・・・1人を1人として算定  
 精神障害者・・・1人を0.5人として算定

※① 業種によって0%～90%の除外率があります。（詳細 P21）

※② 精神障害者のうち「精神障害者保健福祉手帳所持者」を各企業の雇用として算定できます。

※③ 短時間労働者とは、原則として、常用労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者のことです。

【2ページ ① 納付金・調整金について】

誤 ① 納付金・調整金

障害者の雇用率と従業員数に応じて、納付金の徴収や調整金の支給があります。

	雇用率 1.8%以上 (達成)	雇用率 1.8%未満 (未達成)
従業員 301人以上	【調整金】(超過1人につき) 支給 27,000円/月	【納付金】(不足1人につき) 徴収 50,000円/月
従業員 300人以下	【報奨金】(超過1人につき) 支給 21,000円/月	—



正 ① 納付金・調整金

障害者の雇用率と従業員数に応じて、納付金の徴収や調整金の支給があります。

	雇用率 1.8%以上 (達成)	雇用率 1.8%未満 (未達成)
従業員 301人以上	【調整金】(超過1人につき) 支給 27,000円/月	【納付金】(不足1人につき) 徴収 50,000円/月
従業員 300人以下	【報奨金】(超過1人につき) 支給 21,000円/月	—

【19ページ <特例子会社の要件>について】

誤 ○ 子会社にかかる要件

- ・ 雇用障害者数が5人以上で、そのうち重度身体障害者及び知的障害者の割合が30%以上であること



正 ○ 子会社にかかる要件

- ・ 雇用障害者数が5人以上で、そのうち重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること

【30ページ 支援機関一覧について】

誤 愛知県自閉症・発達障害支援センター



正 あいち発達障害者支援センター (平成18年4月1日より名称変更)